

4つの視点をめぐる最近の動向について

平成25年9月5日

(1)環境と経済・社会の統合的向上

- 環境行動計画策定時は、第3次環境基本計画における環境と経済・社会の統合的向上、「環境と経済の好循環」を重視
- これに加え、近年においては、グリーン・イノベーションの推進により創出された環境技術の国際展開に深化

環境と経済・社会の統合的向上

第3次環境基本計画(平成18年4月7日)

多様化する国民の期待が実現する社会の基盤としての環境が適切に保全されるとともに、経済的側面、社会的側面も統合的に向上することが求められると言えます。

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

持続可能な社会を構築するためには、我が国の環境、経済、社会を統合的に向上させるとともに、世界の経済社会も持続可能なものにする必要がある。

「環境と経済の好循環」

第3次環境基本計画(平成18年4月7日)

環境保全の観点から性能がすぐれた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生まれるといったような、むしろ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような環境と経済の関係(環境と経済の好循環)を生み出していくことを目指します。

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

環境分野への新たな投資が我が国及び世界の経済発展を牽引するという観点も踏まえ、高い競争力を持つ我が国の環境技術の水準を引き続き向上させていくためにも、グリーン・イノベーションやその基盤ともなる環境研究・技術開発とその普及等をより一層推進する必要がある。
※グリーン・イノベーション:環境・エネルギー分野において全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいう。

環境技術の国際展開

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションにより創出された、優れた環境技術・製品や取組の国際的な普及を促し、世界全体の持続可能な経済成長と地球環境の保全に貢献することは、我が国の責務でもある。

総理指示(平成25年1月25日)

(地球温暖化対策の見直し)

環境大臣と関係大臣が協力して、11月の地球温暖化対策の会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てること。

日本再興戦略(平成25年6月14日)

- ・世界最高水準の事業環境を整備し、ビッグデータや公共データなどITを活用したイノベーションを起こす。
- ・深刻化する地球環境問題の解決にも積極的に貢献していくため、我が国の優れた環境・エネルギー技術の展開を通じて、新興国を始め、世界全体で急速に拡大する環境・エネルギー関連市場を獲得していく。

(2)総合性・連携性の重視

○近年においては、地域に存在するネットワーク、歴史・文化等の地域資源を活かした官民連携・協働という視点も重視

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

- ・環境問題の解決のためには、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根ざした知恵を活用していくことが重要である。そのためには、行政、企業、NPO等の多様な組織や年齢、性別、職業を問わず多くの市民が環境保全の施策形成・決定過程や具体的事業、取組に参画することが不可欠である。
- ・地域に存在する人材や組織・ネットワーク、文化等の資源をいかしていく必要がある。
- ・人と地域固有の水環境との関わり方、水にまつわる歴史・文化など、それぞれの地域により、ふさわしい水環境の目標のイメージは異なっており、地域の特性に応じた取組を推進することが重要である。

生物多様性の保全における官民連携

生物多様性国家戦略2012－2020(平成24年9月28日)

国、地方自治体、事業者、全国規模及び地域のNPO・NGO、国民などのさまざまな主体が個々の取組を進めるだけでなく、これらの主体が連携、協働することが不可欠です。

国土交通省政策レビュー(平成25年3月29日)

地方公共団体・企業・地元住民等との協働による緑地・湿地等のエコロジカル・ネットワークの形成、市民・NPOと連携した「市民が海にふれあえる環境」の創出等、多様な主体との連携・協働を視点とした施策を充実・強化していく。

循環型社会の形成における官民連携

第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日)

国民、行政、事業者、NPO等の各主体の知識や知恵を最大限に活用し、連携・協働して問題の解決に向けて取り組む必要がある。

国土交通省政策レビュー(平成25年3月29日)

バイオマス利用促進のための官民連携による技術開発、静脈物流システムの構築、災害廃棄物の有効利用等循環資源利用の活性化・推進に取り組んでいく必要がある。

(3)人や企業の行動への働きかけ

○環境教育、「見える化」等の推進に加え、事業者の社会貢献活動の活性化を重視

環境教育、「見える化」

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

・持続可能な低炭素社会の構築や適応方策を推進するための学校や社会における環境教育、国・地域、企業、家庭等での「見える化」の推進を図っていく。

事業者の社会貢献活動

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

・持続可能な低炭素社会の構築や適応方策を推進するための学校や社会における環境教育、国・地域、企業、家庭等での「見える化」の推進を図っていく。
・環境マネジメントシステムの導入を含む環境配慮の取組が、事業者自らのメリットにつながるような仕組み、環境づくりを進める。

生物多様性国家戦略2012－2020(平成24年9月28日)

事業者が本業や社会貢献活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことにより、生物多様性への配慮を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが一層求められているといえます。

○流域一体となった水循環の取組における「面的広がり」の視点、適応策、生物多様性等における「時間的広がり」の視点を重視

第4次環境基本計画(平成24年4月27日)

- ・水環境の保全を進めるに当たっては、単に問題の生じている地点のみに着目する「場の視点」からの取組だけでなく、**流域の水循環全体を視野に入れた、いわば「流れの視点」からの取組も重要。**
- ・地球温暖化の短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の取組を推進するとともに、中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討を行い、その成果を関係府省・地方公共団体間で共有し、活用すること等により、**適応策の取組の支援**を図っていく。
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用を両立する「自然と共生する社会」を実現するためには、自然生態系が環境変化に対して損失・劣化・適応・回復等に要する時間を踏まえ、**100年先を見通した長期的視点**を持つことが重要。